

**『銀行業務検定試験 公式テキスト 相続アドバイザー3級 2025年度受験用』  
追加情報**

標記書籍におきまして、追加情報として下記のとおりお知らせいたします。

この追加情報は、『公式テキスト 相続アドバイザー3級 2025年度受験用』をお持ちの方が、2026年5月以降にC B T方式の銀行業務検定試験「相続アドバイザー3級」を受験する際の一助となるよう、お知らせするものです。

記

●教育資金の贈与税の非課税措置の終了

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置は、令和8年3月31日までとされた。なお、同日までに拠出された金銭等については、引き続きこの措置を適用することができる。

●令和8年度の遺族年金の年金額（カッコ内は令和7年度の金額）

令和8年度の遺族年金の年金額が、下表のとおり定められた。

遺族基礎年金	基本額	昭和31年4月2日以後生まれ	847,300円（831,700円）
		昭和31年4月1日以前生まれ	844,900円（829,300円）
	第1子・第2子の加算額		243,800円（239,300円）
	第3子以降の加算額		81,300円（79,800円）
遺族厚生年金	中高齢の寡婦加算額		635,500円（623,800円）

以上